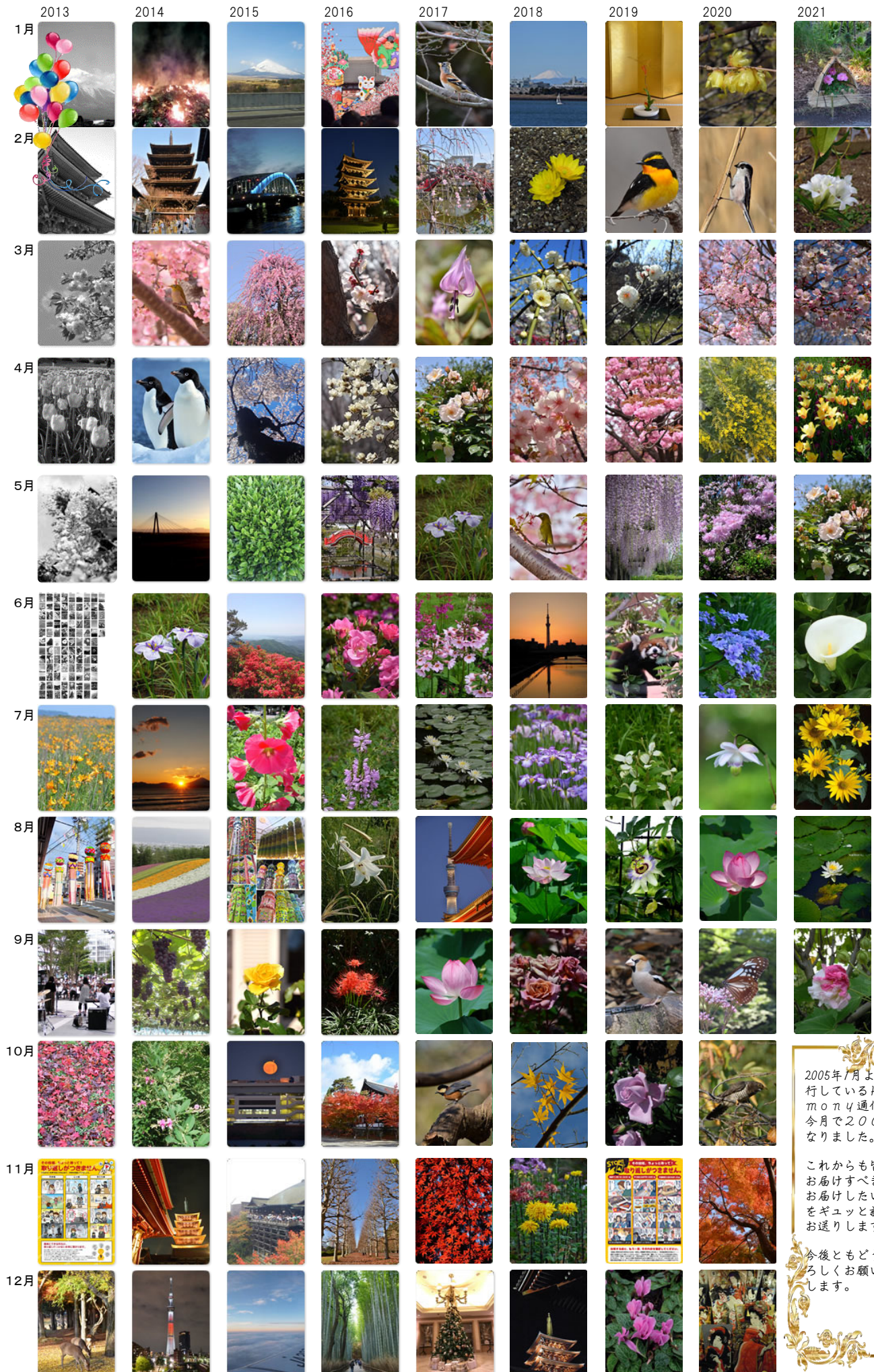




2005年1月より発行しているHarmony通信は、今月で200号となりました。

これから皆様にお届けすべき情報、お届けしたい情報をギュッと詰めてお送りします。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

■令和3年度の最低賃金の改定と賃金引き上げに向けた支援策

◆過去最大の全国一律 28 円引上げ

10月1日から、地域別最低賃金額（時給）が改定、順次適用されました。今年度の最低賃金は、全国加重平均が昨年より28円増え930円（前年同期比3.1%増）となり、過去最大の引上げ幅となりました。昨年度の中央最低賃金審議会の答申では、新型コロナウイルスの影響により「現行水準を維持することが適当」とし、引上げの目安額が示されませんでした。今年度は政府が目標として掲げている「年3%の引上げ、早期に加重平均1,000円」を考慮し、全国一律28円の引上げの目安を公表しました。

◆全国の最低賃金の状況は？

地域別の最低賃金額では、最高額は東京都の1,041円、最低額は高知県と沖縄県の820円、その金額差は221円と、昨年と変わりませんでした。しかし、目安額の28円に4円上積みし32円引き上げた島根県(824円)の他、6県が目安額以上を上積みしたため、割合でみると地域間の賃金格差は縮まったことになりました。また、今年度初めて、全国で800円を超えました。

◆最低賃金引上げに向けた支援策

厚生労働省は経済産業省と連携し、コロナ禍における最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業や小規模事業者に対し、以下の賃金引上げに向けた生産性向上等の支援を実施しています。

○雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3か月間の休業については、休業規模要件（1/40以上）を問わず支給

○業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資などにかかった経費の一部を助成

・働き方改革推進支援助成金

生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対して助成、その他、厚生労働省のHPから「生産性向上のヒント集」「中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」ダウンロードが可能

【厚生労働省「令和3年度地域別最低賃金改定状況」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/minimumichiran/

【厚生労働省「最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyonushi/shienjigyoyou/index.html

編集後記：宮城県内のコロナウイルス感染者数は、このところ一桁台の日が続いています。マスクはまだまだ手放せませんが、顔の半分を隠すことなく笑顔で挨拶できる日が1日も早くやってきますように！

TOPICS

■令和2年度 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果

◆監督指導の実施事業場数と監督指導の主な内容

厚生労働省は、長時間労働が疑われる事業場に対する令和2年度の監督指導結果を公表しました。これによると、対象となった24,042事業場のうち、8,904事業場（37.0%）で違法な時間外労働が確認されました。このうち実際に1カ月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は2,982事業場（違法な時間外労働があったもののうち33.5%）でした。

また、賃金不払残業があったものは1,551事業場（6.5%）、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものは4,628事業場（19.2%）となっています。

◆主な健康障害防止に関する指導の状況

健康障害防止に関する指導の状況（健康障害防止のため指導票を交付した事業場）としては、①過重労働による健康障害防止措置が不十分のため改善を指導したものが9,676事業場（40.2%）、②労働時間の把握が不適正のため指導したものが4,301事業場（17.9%）となっています。

②の指導事項の中では、「始業・終業時刻の確認・記録」（2,609事業場）のほかに、自己申告制による場合の「実態調査の実施」（1,806事業場）の数が目立っています。

◆労働時間の管理方法の内訳

監督指導を実施した事業場において労働時間の管理方法を確認したところ、「使用者自ら現認」が2,109事業場、「タイムカードを基礎」が9,088事業場、「ICカード、IDカードを基礎」が4,497事業場、「PCの使用時間の記録を基礎」が1,680事業場、「自己申告制」が7,126事業場でした。自己申告制を採用している企業は多いようですが、指導事項をみても管理が不十分な企業も少なくないことがわかります。各企業でも労働時間の管理方法についてはあらためて確認したいところです。

【厚生労働省「長時間労働が疑われる事業場に対する令和2年度の監督指導結果を公表します」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20409.html

Harmony通信 2021.10

#発行：2021年10月10日

#編集・構成：合同会社Melody



Harmony 司法書士行政書士事務所

Harmony 社会保険労務士法人



合同会社Harmony

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉 2-3-38

クラッセ上杉ビル 4F

TEL: 022-796-9231 FAX: 022-796-9232

URL: <http://www.harmony-office.com/>

URL: <https://melody-office.com/>

mail: info@harmony-office.com

